

福島県行財政改革プラン（素案）

（令和8年度～令和12年度）

令和8年 月策定
福島県行財政改革推進本部

目 次

第 1 基本的な考え方	頁
1 策定の背景	1
2 行財政運営上の課題	3
3 新行革プラン策定の趣旨	5
4 基本目標	6
5 取組の柱と取組項目	6
6 計画期間と進行管理	7
第 2 具体的方策	
I 働き方改革・D Xの推進と人材の育成・確保	
i 働き方改革の推進	
1 働き方改革の推進	8
ii D Xの推進	
1 D Xの推進	9
2 業務の進め方や規制等の見直し	10
iii 人材の育成	
1 人材の育成	11
2 人事評価制度の適正な運用	12
iv 人材の確保	
1 人材の確保	13
v 多様な人材が活躍できる職場づくり	
1 多様な人材が活躍できる職場づくり	15
II 多様な主体、市町村等との連携・協働	
i 多様な主体等との連携・協働	
1 協働を進めるための広聴	16
2 N P O法人、企業、大学等、多様な主体との協働の推進	17
3 連携・共創による「福島ならではの」の県づくり	18
4 専門的な知識、ノウハウ等を有する外部人材等の活用	18
5 民間の創意工夫をいかせる制度の活用	19

6	協働推進のための県保有データ利活用	20
ii	市町村等との連携強化	
1	県と市町村との連携の推進	21
2	市町村の自立的な行政運営への支援（市町村支援プログラム）	22
3	市町村の財政運営に対する支援	22
4	都道府県との連携推進	23
III	持続可能な行財政運営の確立	
i	複合災害からの復興の加速化、避難地域の復興・再生	
1	国からの復興財源確保	24
2	復興・再生を着実に推進するための体制整備・人員の確保	25
3	復興・再生に向けた市町村の行政運営に対する人的支援等	26
4	復興・再生に向けた市町村の財政運営に対する支援	27
5	原子力損害賠償の完全実施に向けた取組	27
ii	復興と地方創生に係る効果的な情報発信	
1	復興の状況等の統一性のある情報発信	28
2	避難者への情報発信	29
3	風評・風化対策の強化に向けた部局連携による情報発信	30
iii	簡素で効率的な組織づくり	
1	効果的かつ効率的な組織体制の整備	31
2	適正な定員管理	31
3	アウトソーシングの推進	32
iv	財政健全性の確保	
1	中期的な見通しに立った健全な財政運営	33
2	歳入の確保	34
3	歳出の見直し	34
v	その他	
1	地方分権改革の推進	36
2	ファシリティマネジメントの推進	37
3	県立社会福祉施設の在り方見直し	37
4	地方公営企業における健全な財政運営	38
5	公社等外郭団体及び第三セクターの見直し	38
6	総合計画の着実な実行に向けたPDCAマネジメントサイクルの実施	39

7	内部統制制度の適正な運用	40
8	情報公開の推進と行政文書の適正管理の徹底	40

《参考資料》

【指標】一覧	—
--------	---

第1 基本的な考え方

1 策定の背景

(1) 行財政改革大綱に基づく取組

- 本県では、住民基本の地方自治の実現に向けた行財政システムの確立等に向け、昭和60年から数次にわたって行財政改革大綱を策定し、成果重視の観点から目標を掲げながら、行財政改革推進本部における全庁的な進行管理の下、行財政改革の取組を進めてきました。

【過去の行財政改革大綱等】

名 称	計画（取組）期間	策定期間
福島県行財政改革大綱	昭和60年度～昭和63年度	昭和60年11月
新福島県行財政改革大綱	平成8年度～平成11年度	平成7年10月
21世紀うつくしま行財政改革プラン	平成11年度～平成14年度	平成11年12月
うつくしま行財政改革大綱	平成15年度～平成17年度	平成15年6月
うつくしま行財政改革大綱	平成18年度～平成22年度	平成18年3月
福島県行財政改革大綱 （震災により未施行）	〔平成23年度～平成27年度〕	〔平成23年3月〕
復興・再生に向けた行財政運営方針	平成24年度～平成29年度	平成24年10月
復興・創生に向けた行財政運営方針	平成29年度～令和3年度	平成29年10月
福島県行財政改革プラン	令和4年度～令和7年度	令和4年3月

(2) 東日本大震災及び原子力災害の発生以降の取組

- 「うつくしま行財政改革大綱（平成18年度～平成22年度）」の計画期間終了に合わせて、新たな行財政改革大綱（平成23年度～平成27年度）の策定を進めていましたが、東日本大震災及び原子力災害の発生により、策定作業を中断しました。
- また、震災の影響を受け、本県を取り巻く社会情勢等が大きく変化する中において、行財政運営の明確な見通しや目標を立てることも困難な状況となりました。
- さらに、本県の最重要課題である震災からの迅速かつ着実な復興・再生に向けて、行財政運営について県としての明確な方向性を持ちながら、柔軟に対応していくことが求められました。
- そのため、復興・再生等に向けた当面の行財政運営の基本的な考え方として、「復興・再生に向けた行財政運営方針（平成24年10月～平成29年9月）」及び「復興・創生に向けた行財政運営方針（平成29年10月～令和4年3月）」を策定し、財源の確保や執行体制の強化、市町村との連携強化、国内外への効果的な情報発信等に重点を置きながら、柔軟な行財政運営を進めました。

- その後、復興・創生の進展に加え、新型コロナウイルス感染症、大規模災害、デジタル変革（DX）、働き方改革など、行財政運営に関する新たな行政需要や大きな状況変化が生じたことから、これらの現状に対応するため、「福島県行財政改革プラン」（令和4年度～令和7年度）（以下「旧行革プラン」という。）を策定し、指標による進行管理を行いながら、着実に行財政運営を進めてきました。

（３）今回の策定の背景

- 震災から15年が経過し、復興・再生は着実に前進していますが、令和8年度を始期とする第3期復興・創生期間以降においても中長期的な対応が不可欠であり、引き続き、復興・再生と地方創生を最優先に、柔軟な行財政運営を進める必要があります。
- また、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、価値観の多様化、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展など、地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化しており、複雑・多様化する行政課題に対応していくことが重要となっています。
- さらに、旧行革プランにおいて、計画の進捗状況を客観的に把握する必要があるため、新たに指標を設定しながら、毎年度各取組の実績を確認し、進行管理を進めてきました。
- そのため、次の3つの視点を踏まえながら、次期「福島県行財政改革プラン」（以下「新行革プラン」という。）を策定します。

【新行革プランの策定に向けて踏まえる3つの視点】

① 総合計画との連動及び旧行革プランとの継続性

- ・ 復興・再生や地方創生に向けて中長期的な対応が不可欠であることから、総合計画との連動や旧行革プランとの継続性を確保します。

② 新たな行政需要等の反映

- ・ 働き方改革やDXの推進、人材の育成・確保、職場環境の整備など、新たな行政需要や大きな状況変化を反映します。

③ 指標による進行管理

- ・ 旧行革プランと同様、進捗状況を客観的に把握するための指標を設定し、継続的に進行管理を行います。

2 行財政運営上の課題

(1) 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

- 避難指示の解除が進み、住民帰還は少しずつ進展していますが、地域ごとに復興の進捗が大きく異なることを踏まえ、引き続き市町村に寄り添って復興・再生に取り組む必要があります。
- また、復興のステージが進むにつれて、今後新たに顕在化する課題も含めて対応する必要があります。
- さらに、震災から15年が経過し、職員の入れ替わりなども進んでいることを踏まえれば、被災自治体の職員としての自覚や復興・再生への当事者意識が、より重要になっていると言えます。

(2) 人口減少・少子高齢化の影響

- 本県の人口は平成10年から減少が続いていますが、生産年齢人口の減少に伴う就業者数の減少や少子高齢化の進展は、社会経済活動の縮小や社会保障費の増大につながるおそれがあることから、今後、本県の行財政運営に大きな影響を与えることが懸念されます。
- さらに、人口減少により民間企業等との人材獲得競争が避けられないものとなり、全国的に公務員志望者が減少する傾向にある中、採用試験の受験者数が減少するなど、行政サービスを維持するために必要な人員の確保がますます困難となっています。
- このため、引き続き、安定した行財政基盤の構築や人材の育成・確保に向けた取組を一層推進していく必要があります。

(3) 行政サービスの維持・向上と業務の効率化

- 行政サービスの維持・向上と業務の効率化を図るとともに、自然災害や感染症などの新たな脅威、複雑化・多様化する行政課題に対応するため、デジタル変革(DX)をより一層推進する必要があります。
- なお、その際、県民側から見た使いやすさや個人情報の保護、デジタルデバイド対策等にも配慮して、取組を進めます。
- また、職員一人一人の業務負担が震災前に比べて大きい状態が続いていることから、復興・再生や多様な行政需要に長期にわたり対応していくためにも、公務能率の向上と職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、引き続き働き方改革を推進する必要があります。

(4) 突発的に発生する行政課題への備え

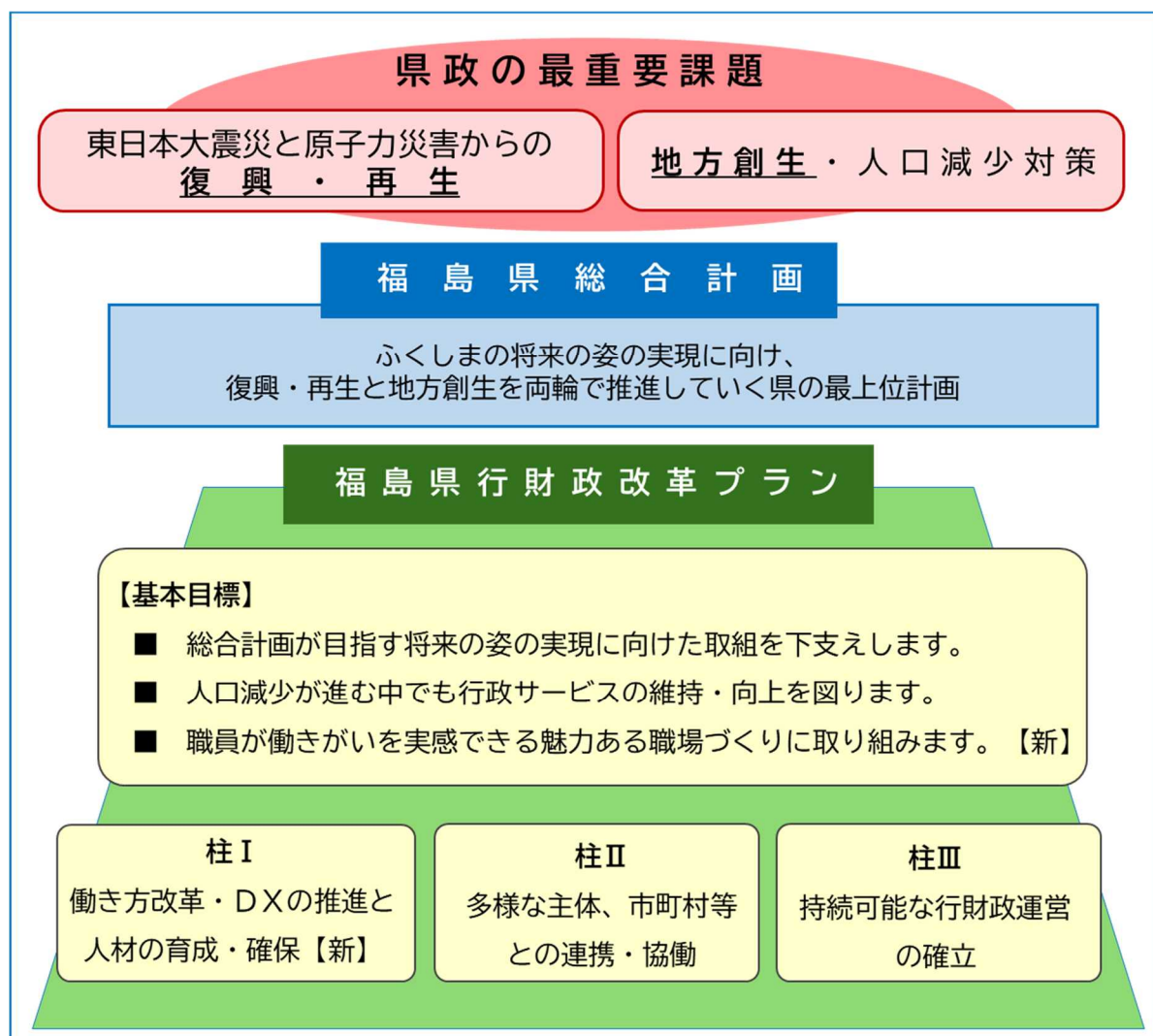
- 近年頻発化・激甚化する自然災害や感染症への対応など、全庁を挙げての対応や多額の経費を必要とする突発的な行政課題の発生は、行財政運営に大きな影響

を与えます。

- このような行政課題にも適時・適切に対応するため、財源・人的資源の確保・捻出等に向けた不断の見直しを進めるなど、引き続き行財政基盤の強化に取り組む必要があります。

3 新行革プラン策定の趣旨

- 東日本大震災と原子力災害からの復興・再生に向けては、復興の進捗に伴い新たな課題が顕在化するなど、長い道のりが続きます。また、人口減少は、地域経済の活力を低下させ、地域社会の維持を困難とするなど、県民生活に深刻な影響を与えることが懸念されます。
- 本県では、令和3年10月に、県の最上位計画である「福島県総合計画（令和4年度～令和12年度）」を策定し、「ふくしまの将来の姿」の実現に向け、復興・再生と地方創生を両輪で推進しています。
- 新行革プランにおいても、「復興・再生」と「地方創生・人口減少対策」を県政の最重要課題として位置付け、これらの課題にしっかりと対応するため、人的・財政的な側面から総合計画の取組を下支えするとともに、人口減少が進む中でも行政サービスの維持・向上を図る必要があります。
- 一方、全国的に公務員志望者の減少が進んでおり、職員確保がますます困難になる中、今後5年間については、働き方改革やDXの取組を重点的に進めるなど、職員が働きがいを実感できる魅力ある職場づくりに速やかに取り組む必要があります。



4 基本目標

- 旧行革プランの基本目標である総合計画の下支えや人口減少が進む中でも行政サービスの維持・向上を図ることに加え、魅力ある職場づくりに取り組むため、次の3つの基本目標に基づき行財政運営を進めます。

【基本目標】

- 総合計画が目指す将来の姿の実現に向けた取組を下支えします。
- 人口減少が進む中でも行政サービスの維持・向上を図ります。
- 職員が働きがいを実感できる魅力ある職場づくりに取り組みます。【新】

5 取組の柱と取組項目

- 基本目標の達成に向け、次の3つの柱により取組を進めます。

(1) 取組の柱

柱Ⅰ 働き方改革・DXの推進と人材の育成・確保 【新】

- 職員が能力を遺憾なく発揮できるようにするため、働き方改革の推進や働きやすい職場環境の整備に努めるほか、行政サービスの維持・向上や業務の効率化を図るためDXの推進に取り組むとともに、自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成や意欲ある人材の確保に努めます。

柱Ⅱ 多様な主体、市町村等との連携・協働

- 人口減少や複雑化・多様化する地域課題に対応するため、様々な活動主体との連携・協働を推進するとともに、市町村が主体的に地域づくりに取り組めるよう、イコールパートナーの視点から市町村の取組を支援します。

柱Ⅲ 持続可能な行財政運営の確立

- 震災からの復興・再生を着実に進めるための財源の確保や執行体制の整備、風評・風化対策に取り組むほか、業務の抜本的な見直しや簡素で効率的な組織づくりを進めるとともに、中期的な財政見通しの下、財政の健全性を確保します。

(2) 取組項目等

項 目	項目の内容	数
取組項目	○ 取組の柱の達成に資する取組	39 個
取組内容	○ 上記取組の具体的な内容	102 個
成果目標	○ 取組における達成すべき目標、目指すべき目標 (成果目標を踏まえ、毎年度の取組を評価)	46 個
指 標	○ 取組の成果、達成状況を測るもの	33 個

6 計画期間と進行管理

(1) 計画期間

- 令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(2) 進行管理

- PDCAマネジメントサイクルを確実に実行します。
 - ・ 全庁的な観点から、効果的かつ効率的な実行を確保するため、「行財政改革推進本部」において、進行管理を行います。
 - ・ 各年度の取組状況について、自己点検・評価を行います。
 - ・ 有識者で構成される「行財政改革推進委員会」から、自己点検・評価に対する意見や取組に関する助言を受け、それらの結果について県のホームページ等において公表します。
 - ・ 自己点検・評価の結果、委員の意見等を翌年度の取組等に反映します。

第2 具体的方策

I 働き方改革・DXの推進と人材の育成・確保

i 働き方改革の推進

- 職員が能力を十分に発揮できる職場づくりに向け、職員のワーク・ライフ・バランスや業務の効率化等を進めます。

取組項目1 働き方改革の推進

- 令和元年10月に策定した福島県職員版「働き方改革基本方針」に基づき、職員個々の事情に応じた勤務体系の制度を拡充するなど、職員のワーク・ライフ・バランスや業務の効率化等を推進します。

【主な関係課室 人事課、行政経営課】

<取組内容>

- 働き方改革に向けた職員の意識改革
 - ・ 働き方改革の優良事例や先進的事例を庁内で共有する「働き方改革TIME」の発行等により、職員の時間に関する感覚やコスト意識等を醸成します。
- 長時間勤務の改善等に向けた業務の効率化
 - ・ 業務の見直しや各部局に共通する業務の共有化・ルール化、デジタル技術を活用したDXの推進など、長時間勤務の改善等に向け、業務の効率化に積極的に取り組みます。
- 柔軟な働き方
 - ・ 時差出勤やフレックスタイム制度、在宅勤務、サテライトオフィス等の取組を進め、仕事と家庭の両立を図れる環境づくりを進めます。
 - ・ 将来の働き方を見据えた魅力ある職場づくりに向け、ワークスタイル変革チームからの意見等を踏まえながら、既存のオフィス環境の見直しを図り、職員の公務能率の向上と働きやすさの改善に取り組みます。

<成果目標>

- 職員がワーク・ライフ・バランスを充実させ、様々な経験や知識、多角的な視点等を身につけること等により、行政サービスの向上と多様なライフスタイルの実現を目指します。

《指標》（Ⅰ－ⅰ 働き方改革の推進）

指標名	現況値	目標値
職員一人当たりの月平均超過勤務時間数	15.5 時間 (R6 年度)	14.4 時間以下 (R12 年度)
年次有給休暇取得日数	13.0 日 (R6 年)	(調整中)
職員の職場満足度 (※1)	3.54 (R6 年度)	4 以上 (R12 年度)
オフィス改革実施前後の職員満足度 (※2)	—	4 以上 (R12 年度)

※1 仕事のやりがいや職場環境等に関する職員の満足度をアンケート（５段階評価）により調査

※2 オフィス改革実施所属における職員の満足度をアンケート（６段階評価）により調査

ii DXの推進

- 行政サービスの維持・向上や業務の効率化を図るため、DXの推進に取り組むとともに、業務や規制等の見直しを進めます。

取組項目 1 DXの推進

- 付加価値の高い行政サービスの提供や公務能率の向上を図るため、デジタル技術やデータを効果的に活用し、業務や行政手続等を抜本的に見直します。

【主な関係課室 デジタル変革課、行政経営課、文書法務課、出納総務課】

<取組内容>

- 付加価値の高い行政サービスの提供
 - ・ 県庁が率先してデジタル技術の活用には最適な環境を整えるとともに、行政サービスにデジタル技術を積極的に活用し、行政手続きのオンライン化を進め、県庁に行かなくても手続ができるなど、付加価値の高い行政サービスを提供します。
- デジタル技術やデータを活用した業務の効率化
 - ・ 職員自らが考えるべき業務や職員が実施した方がより効率的な業務、より大きな効果が得られる業務に特化して従事するため、生成AIやRPAなどのデジタル技術や電子データの活用を積極的に進め、業務の効率化に取り組みます。

○ ペーパーレス化の推進

- ・ 業務効率化、多様な働き方の確保等の観点から、紙文書を基本とする従来のやり方を見直し、電子決裁を進めるとともに、庁内無線 LAN やクラウドファイルサーバーなどのデジタル技術を活用し、ペーパーレス化を推進します。

○ 財務会計関連業務の見直し

- ・ 公金収納におけるキャッシュレス化や物品調達における電子入札・電子見積合わせの推進などにより、県民・事業者の利便性の向上を図ります。
- ・ 県庁内部における会計事務について、従来の業務プロセスを見直し、電子決裁機能の導入などデジタル技術の活用や業務の集約化を図るなどにより、業務の効率化に取り組みます。

<成果目標>

- デジタル技術等を効果的に活用した業務の抜本的な見直し等により、付加価値の高い行政サービスの提供と公務能率の向上を図ります。

取組項目 2 業務の進め方や規制等の見直し

- 業務における課題等を整理し、仕事の進め方や簡素化などの抜本的な見直しに取り組むとともに、行政手続における押印やアナログ規制等、県庁内の事務手続等における規制等の抜本的な見直しに取り組みます。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

○ 従来の仕事の進め方や制度の見直し

- ・ 部局長等を筆頭に、管理職が率先して仕事の仕組みや進め方を見直し、業務改革にできるところから積極的に取り組みます。
- ・ 職員一人一人の意識改革を進め、自ら変革するという意識を県庁内に浸透・定着させます。
- ・ 業務の課題を整理し、これまでの業務のやり方を変えることや業務を廃止するなど業務プロセスの見直しを行い、業務効率化に向けた取組を進めます。

○ 押印の見直し

- ・ 県の規定に基づき押印を求めている手続について、代替手段の確保や業務プロセスそのものの見直し等を進めます。

○ アナログ規制の見直し

- ・ 条例等に基づく県独自のアナログ規制（書面や対面といったアナログ的な手法を前提とした規制）について、県民の利便性の向上及び業務効率化に伴う職員の負担軽減と生産性の向上の実現のため、規制の見直しを進めます。

<成果目標>

- 従来の仕事の進め方や業務プロセス、規制等の見直しを進め、利便性の高い行政サービスの実現と業務の効率化を図ります。

<<指標>>（Ⅰ－ⅱ DXの推進）

指標名	現況値	目標値
生成A Iを普段から利用している職員の割合	35% (R7 年度)	100% (R12 年度)
電子決裁率	23% (R6 年度)	100% (R12 年度)
複合機の使用件数	87,615 千枚 (R6 年度)	43,807 千枚 (R12 年度)
市町村における行政手続等に占めるオンライン化率	52.79% (R6 年度)	80% (R12 年度)
アナログ規制の見直し総件数	57 件 (R6 年度)	80 件 (R12 年度)

iii 人材の育成

- 職員の意識改革や能力向上等を図りながら、自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成に取り組むとともに、人事評価制度を適正に運用します。

取組項目 1 人材の育成

- 自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成に向け、効果的な研修体系の構築により、職員の意識改革と能力の向上を図ります。

【主な関係課室 職員研修課】

<取組内容>

- 職員の意識改革と能力の向上
 - ・ 行政サービスの向上や業務の効率化、多様で柔軟な働き方の実現等に向けて、職員の意識改革と能力の向上等を図りながら、自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成に取り組めます。

○ 効果的な研修体系の構築

- ・ 組織目標の達成のためには職員の資質・能力の向上が重要であることから、○ J T (※)、○ f f - J T (※)及び自己啓発を3つの柱とした効果的な研修体系の構築に取り組みます。

※ ○ J T … On the Job Training の略。職場において、管理監督者が、仕事に必要な知識・ノウハウなどを、意識的・継続的に指導する職場内研修。

※ ○ f f - J T … OFF the Job Training の略。研修センターにおける研修等の職場外研修。

○ 若手職員の育成等

- ・ 行政課題が複雑化・高度化する中、復興・創生の様々な課題に積極果敢に挑戦していくことが重要であることから、若手職員育成やキャリア形成の支援、管理職員の能力の向上等に積極的に取り組みます。

○ D Xの推進に向けた人材育成

- ・ 職員の意識改革と行動変容が重要であることから、目指すべき職員像や職員の能力・役割等を定めた「福島県デジタル人材育成方針」の見直しを行いながら、D Xの推進に向けた人材育成に取り組みます。

<成果目標>

- 行政サービスの向上等に向けて、効果的な研修体系の構築を図ることにより、自律型職員の育成を目指します。

取組項目 2 人事評価制度の適正な運用

- 人事評価制度を適正に運用することにより、職員が能力を十分に発揮できる職場づくりを進めます。
- 組織目標を明確化し、職員の目標を連動させることにより、目標達成に向けた意欲の向上を図ります。

【主な関係課室 職員研修課】

<取組内容>

○ 適正な人事評価制度の実施

- ・ 客観的かつ公平・公正に能力評価と業績評価を行うためには、評価項目や基準等の明確化、適切な評価結果のフィードバック等が重要であることから、評価者の能力向上や被評価者の理解促進等に取り組みます。

○ 職員の能力及び意欲の向上とマネジメント力の強化

- ・ 評価者への研修等を通して人事評価制度の適正な運用を確保するとともに、部局や所属の組織目標と業績評価における職員の目標を連動させることにより、職員の能力と意欲の向上を図ります。

- ・ 人事評価のプロセスを活用し、業務進捗管理や面談、フィードバックなどの機会を通して、マネジメントの強化に取り組みます。
- 風通しの良い職場づくりと職員の育成
 - ・ 面談等において、心理的安全性の高い職場環境づくりに努めるとともに、職員の意欲を引き出すことが重要であることから、外部講師による研修や動画研修等を通して、管理職員の能力の向上を図ります。

<成果目標>

- 人事評価制度を適正に運用すること等により、職員が能力を十分に発揮できる職場づくりを進めるとともに、職員の目標達成に向けた意欲の向上を目指します。

《指標》（Ⅰ－Ⅲ 人材の育成）

指標名	現況値	目標値
復興の現場を学ぶ研修によって意識が変わった若手職員の割合	—	7割以上 (R12年度)
管理職のマネジメント研修の活用度	—	7割以上 (R12年度)
人事評価の評価者研修活用度	—	7割以上 (R12年度)

iv 人材の確保

- 意欲ある人材を確保するため、効果的な情報発信や試験制度の見直しのほか、離職防止対策を進めます。

取組項目 1 人材の確保

- 受験者数が減少している中で、多様で有為な意欲ある人材を確保するため、広報活動を充実させ、県職員として働くことの魅力を広く情報発信するとともに、職員採用試験制度の見直しや早期離職者の対策、内定者のフォロー対策に取り組みます。

【主な関係課室 人事委員会事務局、人事課、職員研修課】

<取組内容>

○ 試験制度の見直し

- ・ 本県における採用試験の実施状況や国・他県等の地方公共団体における職員採用試験制度等を注視しながら、試験全体の結果の検証を行い、採用試験制度について必要に応じた見直しを行います。

○ 公務の魅力発信と採用募集活動の強化

- ・ 県職員として働くことの魅力を広く情報発信するため、県ホームページの充実や SNS 等の積極的・効果的な活用を図るとともに、受験者の確保に向け、大学等へのリクルート活動の強化やインターンシップの積極的な受入れ、募集広報活動の充実など、採用募集活動の強化に取り組みます。

○ 専門性を有する技術職員等の確保

- ・ 専門性を有する技術職員等、全国的に確保が困難な人材については、大学等との連携を強化した採用募集活動を通じ、本県に対する理解と関心を高めるなど、その確保に重点的に取り組みます。

○ 早期離職対策の強化

- ・ やりがいが感じられる職場づくりに向けて、業務の効率化はもとより、職場環境の整備やキャリア形成支援を行うなど、早期離職対策の強化に取り組みます。
- ・ 将来の働き方を見据えた魅力ある職場づくりに向け、ワークスタイル変革チームからの意見等を踏まえながら、既存のオフィス環境の見直しを図り、職員の公務能率の向上と働きやすさの改善に取り組みます。

○ 内定者フォロー対策の強化

- ・ 内定者を対象に福島県職員としての仕事のやりがいや魅力等を伝える場を設けます。
- ・ 計画的な情報発信を通して、福島県職員として働いてもらえるようモチベーションの維持に取り組みます。

<成果目標>

- 試験制度の見直しや採用募集活動の強化、早期離職対策の強化等により、多様な有為な意欲ある人材の確保を図ります。

《指標》（Ⅰ－Ⅳ 人材の確保）

指標名	現況値	目標値
採用候補者試験における受験倍率	3.0 (R7 年度)	3.3 以上 (毎年度)
インターンシップ実習生の満足度 (※)	—	4 以上 (R12 年度)

県で働くことへの興味関心が高まった内定者の割合	—	9 割以上 (R12 年度)
-------------------------	---	-------------------

※ インターンシップ後の実習生の満足度をアンケート（6段階評価）により調査

Ⅴ 多様な人材が活躍できる職場づくり

- 仕事に対する意欲や職場全体の公務能率の向上を図るため、職員が安心して働ける職場環境づくりを推進します。

取組項目 1 多様な人材が活躍できる職場づくり

- 子育てや介護等の有無にかかわらず、全ての職員が安心して働くことができる職場環境づくりを進めることで、仕事に対する意欲や職場全体の公務能率の向上を図ります。
- 復興・創生業務等の増加に伴う心身面への影響等に留意しながら、職員の健康保持・増進に向けた取組を行い、多様な人材が活躍できる職場づくりを支援します。

【主な関係課室 人事課、福利厚生室】

<取組内容>

- 仕事と家庭生活を両立できる環境整備
 - ・ 育児休業等を取得しやすい環境の整備など、全ての職員が安心して働くことができる職場環境づくりを進めます。
- 女性職員のキャリア形成
 - ・ 女性職員に対し、キャリア形成に向けた研修や幅広い職務経験を付与することにより、計画的な人材育成に取り組みます。
- 職員のメンタルヘルス対策
 - ・ 各種研修会の開催や相談窓口の設置、ストレスチェックの実施等、様々な対策を総合的に講じ、メンタルヘルス不調を未然に防止するよう努めます。

<成果目標>

- 仕事に対する意欲や職場全体の公務能率の向上により、多様な人材が活躍できる職場づくりに取り組みます。
- メンタルヘルス不調の未然防止に努めるなどにより、職員の健康保持・増進を図ります。

《指標》（Ⅰ－Ⅴ 多様な人材が活躍できる職場づくり）

指標名	現況値	目標値
男性職員の育児休業の取得率（知事部局）	105.0% （1週間以上の取得率） （R6年度）	（調整中）
県（知事部局）の管理職における女性職員の割合（副課長相当職以上の女性管理職）	15.0% （R7年度）	（調整中）

Ⅱ 多様な主体、市町村等との連携・協働

ⅰ 多様な主体等との連携・協働

- 人口減少や複雑化・多様化する地域課題に対応するため、NPO法人や企業等の様々な活動主体との連携・協働を推進します。

取組項目 1 協働を進めるための広聴

- 県民の意識や意向を把握し県政に反映させるため、県政世論調査を実施するほか、県民提案やパブリック・コメントの募集を行うとともに、知事が活躍する県民を訪問し直接対話するチャレンジふくしま訪問を実施します。
- また、県内4か所に県政相談コーナーを設けて県民の意見や相談に応じます。
【主な関係課室 県民広聴室】

<取組内容>

- 県政世論調査の実施
 - ・ 分かりやすい言葉の使用や回答しやすい調査方法等により、県政世論調査を実施します。調査結果はホームページに公表し、組織全体で共有します。
- 県民提案及びパブリック・コメントの実施
 - ・ 県政に対する提案や県の重要な施策についての意見等を幅広く求めるとともに、提案や意見等への適切な対応、県政への反映等に努めます。
- チャレンジふくしま訪問の実施
 - ・ 県民が、復興や地方創生に向けて自ら行動を起こし前に進もうとする新たなチ

チャレンジ活動を実践している現場を知事が訪問し激励するとともに、直接、県民の声を聴き、施策へ反映させます。

○ 県政相談コーナーの設置

- ・ 県内4か所に県政相談コーナーを設置し、電話やメール等による県民から県政に対するあらゆる相談に応じます。

<成果目標>

- 県民からの多様な意見や相談、提案を受け止め、組織全体で県民の想いを共有し、県政へ反映できるようにします。

取組項目2 NPO法人、企業、大学等、多様な主体との協働の推進

- 複雑化・多様化する地域課題に対応するため、NPO法人、企業、大学等、多様な主体との協働の取組を推進します。

【主な関係課室 企画調整課、文化振興課】

<取組内容>

○ NPO法人等との協働の推進

- ・ 県とNPO法人等が、複雑化・多様化する地域課題への対応等に向けて連携・協力する、協働の取組を推進します。
- ・ 効果的な協働を推進するため、NPO法人、企業、地方自治体等、多様な主体によるネットワークづくりを支援します。

○ 県と企業等との相互の連携強化

- ・ 県と企業等が、地域の活性化や県民サービスの向上、東日本大震災からの復興、風評・風化対策等を目的とし、相互の連携強化を図ります。
- ・ 協定に基づく取組が一過性のものとならないよう、各部局と連携し、協定締結企業等との間で持続的、発展的な関係づくりを目指します。

○ 県と大学等との相互の連携強化

- ・ 県と大学等が、知的資源、人材及び諸施設の活用等を目的とし、相互の連携強化を図ります。
- ・ 協定に基づく取組が一過性のものとならないよう、各部局と連携し、大学等との間で持続的、発展的な関係づくりを目指します。

<成果目標>

- 多様な主体との協働により、複雑化・多様化する地域課題への対応を図ります。

取組項目3 連携・共創による「福島ならではの」の県づくり

- 令和7年3月に策定した「ふくしま創生総合戦略」に基づき、県内の産官学金労言士等のあらゆる主体が連携・共創し、「福島ならではの」の地方創生・人口減少対策にオール福島で取り組みます。

【主な関係課室 復興・総合計画課】

<取組内容>

- 庁内連携の強化
 - ・ 「ふくしま創生・人口戦略本部」の下、出先機関を含めた庁内連携体制を強化することにより、出会い・結婚等の支援を中心とした自然減対策と、雇用の確保や移住・定住の推進等の社会減対策を両輪に、全庁一体となって人口減少対策を展開するとともに、効果的な情報発信に取り組みます。
- 取組の効果検証
 - ・ 「ふくしま創生総合戦略」に掲げる施策を効果的に推進するため、様々な分野の有識者で構成される「ふくしま創生・人口戦略有識者会議」において、定期的に取り組の評価・検証を行います。
- あらゆる主体との連携・共創の推進
 - ・ 令和7年7月に設立した「ふくしま共創チーム」により、県、市町村、企業、関係団体等が地方創生・人口減少問題に対する危機感を共有しながら連携・共創し、オール福島で人口減少対策に取り組みます。

<成果目標>

- 令和22（2040）年に福島県総人口150万人程度の維持を目指します。

取組項目4 専門的な知識、ノウハウ等を有する外部人材等の活用

- 様々な行政課題に的確に対応するため、専門的な知識、ノウハウ、経験等を有する外部人材の活用を図るとともに、研究機関等との一層の連携強化を図ります。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 外部人材の活用
 - ・ 特定分野の政策立案等において、既存の行政の考え方等に捉われない柔軟な発想や専門的な知識、ノウハウ、経験等を有する外部人材を、積極的に活用します。

○ 研究機関等との一層の連携強化

- ・ 様々な行政課題に的確に対応するため、必要に応じて、国や民間等の外部研究機関等との一層の連携強化を図ります。

<成果目標>

- 外部人材の活用や研究機関等との一層の連携強化により、様々な行政課題への的確な対応を図ります。

取組項目5 民間の創意工夫をいかせる制度の活用

- 公の施設の管理について、住民サービスの向上や経費縮減等のため、民間の経営手法等を活用する指定管理者制度導入の取組を継続します。
- 効率的かつ効果的な公共施設等の整備や管理運営を図るため、官民連携手法の導入促進に取り組みます。

【主な関係課室 行政経営課、地域振興課】

<取組内容>

○ 公の施設の管理

- ・ 公の施設の管理については、「公の施設の管理に関する見直し指針」に基づき、施設の設置目的等について点検や見直しを行いながら、住民サービスの向上や経費縮減等を図るため、指定管理者制度導入の取組を継続します。
- ・ 指定管理者制度を導入している施設については、導入効果を最大限に高めるため、民間の経営手法等を十分に引き出すことのできる運用を行うとともに、外部有識者等による外部評価などのモニタリングを実施し、必要に応じて施設の在り方や運用の見直しを行うなど、利用者の視点に立った適切な施設の運営を行います。
- ・ 指定管理者による管理運営の状況について、毎年度公表します。

○ PPP／PFI（※）の導入促進

- ・ 効率的かつ効果的な公共施設等の整備や管理運営を図るため、「ふくしまPPP／PFI地域プラットフォーム設置要綱」に基づき、当該プラットフォームにおいてPPP／PFIに関する知識やノウハウを学ぶセミナー・勉強会を開催するとともに、官民が対話する機会の創出などを通して、各施設所管課等におけるPPP／PFI導入の検討を促します。

※ PPP／PFI

PPP…Public Private Partnership の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

P F I …… Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。P P P（官民連携）の手法の一つ。

<成果目標>

- 指定管理者制度導入の取組等を継続し、住民サービスの向上や経費縮減等を目指します。
- 県内自治体や民間事業者等のニーズを把握しながらP P P／P F Iの導入促進を図ります。

取組項目6 協働推進のための県保有データ利活用

- 民間における多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民協働での諸課題の解決等に向けて、オープンデータの取組を、積極的に推進します。
【主な関係課室 デジタル変革課】

<取組内容>

- 県保有データの棚卸し及び公開
 - ・ 県が保有するデータについて、無料かつコンピュータが読み込める形態で公開し、民間や官民協働での活用を推進するため、国が推奨しているデータセットを参考にしながら、関係部局と連携し、県保有データの棚卸しを行い、公開可能なデータを把握するとともに、オープンデータとして順次公開します。
- 公開済みデータの更新
 - ・ オープンデータとして既に公開しているデータについて、関係部局と連携し、常に最新の状態となるよう更新を行います。
- オープンデータ活用の普及・啓発
 - ・ オープンデータの活用については、官民ともに知見や経験が不足しているため、先進的・実用的な活用事例を紹介するなど、普及・啓発活動に努めます。

<成果目標>

- 更なるオープンデータの公開により、多くのオープンデータの利活用を目指します。

《指標》（Ⅱ－ⅰ 多様な主体等との連携・協働）

指標名	現況値	目標値
NPOやボランティアと県内自治体等との協働事業件数	533 件 (R6 年度)	561 件 (R12 年度)
包括連携協定に基づく連携事業・取組数	212 件 (R6 年度)	222 件 (R12 年度)
オープンデータポータルサイトの閲覧件数	7,292 件 (R6 年度)	9,700 件 (R12 年度)

ii 市町村等との連携強化

- 市町村が主体的に地域づくりに取り組めるよう、県の果たすべき役割を踏まえながら、イコールパートナーの視点から市町村の取組を支援します。

取組項目 1 県と市町村との連携の推進

- デジタル変革、職員採用など行政運営に関する課題解決に向けて、意見交換・情報共有、市町村間の調整を行うなど、緊密に連携を図りながら、市町村の取組や広域連携を支援します。
- また、県と市町村双方の職員の資質向上や相互理解・連携体制の構築に向け、人事交流や実務研修生の受入れ等による支援を行います。

【主な関係課室 市町村行政課】

<取組内容>

- 市町村の課題解決に向けた連携
- ・ 広域連携について、先進事例等の情報収集や情報提供を行うとともに、県内で先進的なモデルを構築し、その横展開を図るなど、市町村が主体的に行う広域連携の取組を支援します。
 - ・ 町村職員採用合同説明会、就職セミナー等の開催や、Web サイト等による情報発信を行い、小規模自治体の職員採用を支援します。
- 職員の資質向上等に向けた人事交流等
- ・ 県と市町村双方の職員の資質向上や相互理解・連携体制の構築に向け、「うつくしま、ふくしま相互人事交流要綱」に基づく人事交流や「福島県市町村職員の実務研修に関する要綱」に基づく市町村からの実務研修生の受入れを行います。

<成果目標>

- 市町村の行政運営に関する課題解決に向けて、市町村との連携及び人材育成の支援に取り組みます。

取組項目 2 市町村の自立的な行政運営への支援（市町村支援プログラム）

- 市町村が自立した行政運営を行えるよう、市町村の課題を的確に把握しながら、専門分野や高度な技術を要する分野を中心に積極的な支援を行います。
- また、市町村間又は県と市町村間の事務の共同実施や市町村事業の広域化・共同化に係る取組についても支援を行います。

【主な関係課室 市町村行政課、行政経営課】

<取組内容>

- 市町村支援プログラムに基づく支援
 - ・ 市町村支援プログラム市町村支援メニュー（以下「市町村支援メニュー」という。）に基づき、市町村で解決することが効率的でない専門分野や高度な技術を要する分野を中心に積極的な支援を行います。
- 市町村支援メニューの更新
 - ・ 市町村がそれぞれの実情に応じて県の支援策を活用できるようにするため、市町村の課題、支援ニーズの適切な把握に努め、必要に応じて市町村支援メニューを見直します。

<成果目標>

- 市町村における自立的な行政運営に向けて、市町村の課題やニーズを把握しながら、市町村支援メニューの充実を図ります。

取組項目 3 市町村の財政運営に対する支援

- 市町村の将来にわたる財政の健全性の確保を図るため、財政運営上の助言や市町村振興を目的とした貸付金制度などを通じて支援を行います。

【主な関係課室 市町村財政課】

<取組内容>

- 市町村の将来にわたる財政の健全性の確保を図るため、財政健全化法に規定する財政指標等に基づき、財政計画策定の伴走支援や財政診断等による助言を行うとともに、市町村振興基金の活用などを通じて支援を行います。

<成果目標>

- 毎年度、市町村の財政運営が健全に行われることを目指します。

取組項目 4 都道府県との連携推進

- 広域的な課題等へ対応するため、地理的な結びつきや共通の施策・理念等を有する都道府県で構成する会議等の様々な枠組みを活用しながら、他の都道府県と連携・協力し、地域の振興、交流人口の拡大などに取り組みます。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 広域的な課題等への対応
 - ・ 地理的な結びつきのある近隣県や共通の施策・理念等を有する都道府県と定期的な意見交換や情報交換の機会を設けるなど、他の都道府県と連携・協力体制を確保し、共通する行政課題の解決に向けた国への共同提案等に取り組みます。

<成果目標>

- 他の都道府県との連携・協力体制の構築や充実強化を図り、広域的な課題等へのより円滑な対応を目指します。

《指標》（Ⅱ－ⅱ 市町村等との連携強化）

指標名	現況値	目標値
相互人事交流職員及び実務研修生の受入人数	29 名 (R7 年度)	29 名 (毎年度)
市町村支援メニューの新規件数	9 件 (R7 年度)	6 件 (毎年度)
市町村の健全化判断比率等（※1）	早期健全化 基準等（※2） を下回る (R6 年度)	早期健全化 基準等 を下回る (毎年度)

※1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標。

※2 早期の健全化を図る必要があると判断される基準であり、基準以上となると、改善するための方策等を定めた財政健全化計画等を策定しなければならない。

Ⅲ 持続可能な行財政運営の確立

ⅰ 複合災害からの復興の加速化、避難地域の復興・再生

- 引き続き復興・再生を進めるため、財源の確保や執行体制の整備、市町村との連携強化に重点を置いて取組を進めます。

取組項目 1 国からの復興財源確保

(1) 復興・再生を推進するための財源確保

- 福島復興再生特別措置法など法定化されたものに基づいて国が講じることとされた施策、事業の確実な実施及び同法に基づき作成した「福島復興再生計画」における取組等の実施に必要な予算の確保を求めます。

また、本県の復興のステージに応じた施策を適切に講じるためには、長期的かつ安定的な財源を確保する必要があることから、国において整理した第3期復興・創生期間における財源の枠組みを踏まえ、あらゆる機会を捉えて必要な財源の確保を求めます。

(2) 交付金等の柔軟かつ弾力的な運用

- 福島再生加速化交付金などの復興関連の交付金等について、柔軟な事業執行のための運用の弾力化や事務手続の簡略化を要求するとともに、対象事業や対象経費の追加・拡充を求めます。

【主な関係課室 企画調整課、避難地域復興課、財政課】

<取組内容>

(1) 復興・再生を推進するための財源確保

- 福島復興再生特別措置法に基づく「原子力災害からの福島復興再生協議会」を始め、様々な機会を通じて、原子力災害の影響が広範囲かつ長期に及ぶ本県の実情を国に訴え、震災復興特別交付税の確実な措置など、新たな課題等への対応を含む復興・再生の加速に向けた取組に必要な予算や財源の確保を求めます。

(2) 交付金等の柔軟かつ弾力的な運用

- 福島再生加速化交付金などの復興関連の交付金等について、復興のステージや復興のまちづくりの進捗状況に応じて、被災自治体の創意工夫がいかされ、また新たな課題等に迅速に対応できるよう、柔軟な事業執行のための運用の弾力化や事務手続の簡略化を要求するとともに、対象事業や対象経費の追加・拡充を求めます。

<成果目標>

(1) 復興・再生を推進するための財源確保

- 第3期復興・創生期間の各年度において必要な予算や財源を確保します。

(2) 交付金等の柔軟かつ弾力的な運用

- 国に対して、復興関連の交付金等の柔軟かつ弾力的な運用を求め、新たな課題等に迅速に対応します。

取組項目2 復興・再生を着実に推進するための体制整備・人員の確保

- 復興・再生に向けた様々な課題に対応するため、柔軟に組織体制を整備するとともに、正規職員や任期付職員の採用を始め、他県等応援職員の受入れなど、多様な方策により必要な人員の確保に努めます。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 組織体制の整備
 - ・ 復興・再生の進展に応じて変化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、柔軟に組織体制を整備します。
- 必要な人員の確保
 - ・ 復興・再生を着実に進めるため、短期的需要と長期的需要のバランスに考慮しながら、正規職員や任期付職員の採用を始め、他県等応援職員の受入れや再任用職員の活用など、多様な方策により必要な人員の確保に努めます。
- 国への要望
 - ・ 復興・再生の推進に向けた他県等応援職員の受入れ等に係る人件費等については、復旧・復興事業が終了するまでの期間、全額を震災復興特別交付税等により確実に措置するよう、国に要望します。

<成果目標>

- 柔軟な組織体制の整備、多様な方策による必要な人員の確保等により、第3期復興・創生期間においても切れ目なく復興・再生を着実に進めます。

取組項目３ 復興・再生に向けた市町村の行政運営に対する人的支援等

- 復興・再生に向け複雑化・多様化する困難な課題を解決するため、避難指示区域等にある市町村への駐在員の配置、県や県外自治体職員の派遣、県任期付職員の採用・派遣などの人的支援を行うとともに、市町村自らによる人員確保や人材育成の取組を支援するなど、被災市町村の執行体制確保に向けた取組を推進します。

【主な関係課室 市町村行政課】

<取組内容>

- 被災市町村の職員の確保に向けた連絡会議の開催
 - ・ 被災市町村における課題の把握や、職員確保に関する要望の把握、課題の解決に向けた方策の検討、情報の共有等を目的として、各市町村、県及び復興庁の担当職員による連絡会議を開催し、被災市町村の復旧・復興のため、課題解決に向けて連携して対応します。
- 被災市町村への職員派遣及び被災市町村における職員採用への支援
 - ・ 被災市町村の要望を丁寧に伺いながら、県任期付職員の採用・派遣や、国の職員派遣スキームの活用等により、被災市町村への派遣職員を確保します。
 - ・ また、全国市長会・町村会を通じて全国の市町村へ職員の派遣を要請するとともに、国と連携を図りながら、新規の派遣を要請する自治体や職員の派遣元自治体等への要請訪問を行います。
 - ・ 被災市町村職員採用合同説明会の開催や、被災市町村職員募集の広報、就職ガイダンスへの出展、自治体職員OB等とのマッチングなどを行い、被災市町村の職員採用を支援します。
- 被災市町村職員を対象とする研修の実施
 - ・ 新規採用職員や、職務経験が浅い職員等を対象に、総務・財務・税務等の行政分野に関する研修を行い、被災市町村の職員育成を支援します。

<成果目標>

- 被災市町村の職員確保における課題等を共有し、実情を踏まえながら、その解決に向け、各市町村や復興庁と連携して対応を進めます。
- 復旧・復興のため被災市町村が必要とする職員数の充足を目指します。
- 被災市町村や受講者のニーズを把握しながら、研修内容の充実を図ります。

取組項目 4 復興・再生に向けた市町村の財政運営に対する支援

- 復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含め、市町村の復興に必要な財源の確保に連携して取り組みます。

【主な関係課室 市町村財政課】

<取組内容>

- 復興財源の確保
 - ・ 復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む震災復興特別交付税の措置継続、避難地域の復興のステージに応じた福島再生加速化交付金の確保等を国に要望するとともに、市町村の復興に必要な財源の確保に連携して取り組みます。

<成果目標>

- 被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで、復興財源の確保に努めます。

取組項目 5 原子力損害賠償の完全実施に向けた取組

- 本県の復興・再生には原子力発電所事故による損害が最後まで賠償されることが不可欠であることから、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう取り組みます。

【主な関係課室 原子力損害対策課、財政課、市町村財政課】

<取組内容>

- 福島県原子力損害対策協議会による活動
 - ・ 市町村、関係団体等と連携し、損害がある限り最後まで、被害の実態に見合った十分な賠償が確実かつ迅速になされるよう、国及び東京電力に対し求めます。
- 円滑かつ迅速な賠償請求への支援
 - ・ 原子力損害賠償に関する弁護士による法律相談などを実施し、原子力発電所事故により被害を受けた県民や団体等の円滑かつ迅速な賠償請求を支援します。
- 県における損害の確実な賠償請求と市町村における円滑な賠償請求への支援
 - ・ 原子力発電所事故により県が被った損害が確実に賠償されるよう、東京電力に対する確かな請求を行うとともに、確実かつ迅速な支払いを求めます。
 - ・ 市町村において原子力損害賠償の円滑な請求が行えるよう、県と市町村で必要な情報共有を図り、連携して課題の解決に努めるなど、市町村に対する支援を行います。

<成果目標>

- 原子力発電所事故による損害に対し、被害の実態に見合った十分な賠償が確実になされることを目指します。

<<指標>>（Ⅲ－ⅰ 複合災害からの復興の加速化、避難地域の復興・再生）

指標名	現況値	目標値
被災市町村における職員確保の充足率	90.4% (R7 年度)	100% (毎年度)

ii 復興と地方創生に係る効果的な情報発信

- 復興の現状や進捗・取組等について、県内外及び海外に正しく伝えるため、様々な媒体を活用し、分かりやすく効果的な情報発信を行います。

取組項目 1 復興の状況等の統一性のある情報発信

- 復興の現状や進捗・取組等について、事業間や部局間の連携を通じて、統一性のある情報発信を展開します。

【主な関係課室 企画調整課、復興・総合計画課、生涯学習課】

<取組内容>

- 本部会議等における情報発信
 - ・ 新生ふくしま復興推進本部を始め、各種本部会議等において、全庁一体となって取組を加速するとともに、取組内容や成果等について統一的な情報発信を行います。
- 復興情報ポータルサイトの運営
 - ・ 国内外に向けて復興の現状等を発信する復興情報ポータルサイトを運営します。
 - ・ ポータルサイトの運営に当たっては、各部局による復興への取組が一元的に理解でき、最新の情報を知ることができるようなサイトの構築に努めます。
- 出前講座の実施
 - ・ 学校や各団体が実施する研修の機会に際して、出前講座を実施します。
 - ・ また、県内外で行われる復興に関連したイベントにおいて、ブース出展や資料の提供等を通して、復興の現状について発信します。

- 復興状況を伝える資料の作成・情報発信
 - ・ これまでの復興の歩みを記した冊子や県内の現状を視覚的に理解できるパネルなど、復興の状況を分かりやすく伝える資料を作成します。
 - ・ 作成した資料については、ポータルサイト等へ掲載する等、積極的に情報発信を行うとともに、各部局等と共有し、更なる活用を図ります。
- 東日本大震災・原子力災害伝承館における情報発信
 - ・ 東日本大震災・原子力災害伝承館において、被災地域の復興に関する取組の情報を発信します。

<成果目標>

- 復興の状況等の正確かつ迅速な情報発信を通して、より多くの県民等が復興・再生を実感できることを目指します。

取組項目 2 避難者への情報発信

- ふるさととのつながりを維持するとともに、帰還や生活再建を支援するため、避難者に対する地元紙や広報誌の送付及び避難者向け情報誌の発行など、避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信に取り組みます。

【主な関係課室 避難者支援課】

<取組内容>

- ふるさとふくしまとのつながりを維持し、将来の帰還や生活再建に役立てることを目的に、避難者へ地元紙や広報誌等を送付するほか、避難者向け地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を発行するとともに、地域情報紙ではアンケート結果を紙面の改善に活用するなど、避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信に努めます。

<成果目標>

- 希望する全ての避難世帯に広報誌等が行き届くよう努め、避難者がふるさとふくしまとのつながりを維持するとともに、将来の帰還や生活再建に役立てることを目指します。

取組項目３ 風評・風化対策の強化に向けた部局連携による情報発信

- 「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき、各部局が連携して正確な情報を継続的に粘り強く発信するとともに、国内外へふくしまの今と魅力を最新情報にアップデートしながら広く発信します。

【主な関係課室 風評・風化戦略室】

<取組内容>

- 各部局連携による風評・風化対策事業の推進
 - ・ 風評・風化対策プロジェクトチーム会議において情報を共有し、各部局連携による事業実施に努め、効率的な対策の推進を目指します。
- 風評・風化対策事業の効果検証
 - ・ 風評・風化対策の取組について効果検証を実施し、現状の把握・課題の抽出を行いながら、分かりやすく「伝わる」情報発信のため、風評・風化対策プロジェクトチームを中心として、より効果の高い手法への改善に取り組みます。

<成果目標>

- 様々な風評・風化対策事業の効果的な実施により、福島県のイメージ向上を目指します。

≪指標≫（Ⅲ－ⅱ 復興と地方創生に係る効果的な情報発信）

指標名	現況値	目標値
本県の震災・原発事故からの復興・再生が進んでいると回答した県民の割合（意識調査）	56.8% (R7 年度)	70.0%以上 (R12 年度)
地域の魅力発信に係る交付金を活用した県事業の予算額	7.4 億円 (R7 年度)	8 億円 (毎年度)

iii 簡素で効率的な組織づくり

- 新たな行政課題に対応するため、不断の組織体制の見直しや人員の確保に努めるとともに、意欲ある人材の確保やアウトソーシングの推進に取り組むなど、簡素で効率的な業務執行体制を整備します。

取組項目 1 効果的かつ効率的な組織体制の整備

- 新たな行政需要への対応や課題解決に向け、限られた人的資源を最大限に活用し、最小の経費で最大の効果を発揮する組織運営を行う観点から、不断に組織体制や業務執行方法等の見直しを行い、より効果的で効率的な行政運営を行います。
【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 新たな行政課題等に対応する組織運営
 - ・ 限られた人的資源の中で、新たな行政課題等へ重点的に対応するため、組織の簡素・効率化を一層推進し、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、より効果的で効率的な組織運営に努めます。
- 不断の組織体制や業務執行方法等の見直し
 - ・ 中長期的な行政需要等を踏まえ、不断に組織体制を点検するとともに、従来の業務執行方法等の見直しも行いながら、変化する行政課題に迅速かつ的確に対応します。

<成果目標>

- 新たな行政課題への対応や不断の組織体制の見直し等を行うことにより、効果的かつ効率的な行政運営を目指します。

取組項目 2 適正な定員管理

- 中長期的な視点からは、簡素で効率的な行財政運営が必要であることから、業務執行体制の効率化等に取り組みながら、新たな行政需要への対応、人口減少や定年引上げ等による影響も踏まえつつ、適正な定員管理に努めます。
【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 業務執行体制の効率化
 - ・ 業務の抜本的な見直し（デジタル技術の活用等）やアウトソーシングの推進、職員の再配置など、業務執行体制の効率化等に取り組み、より効果的かつ効率的な行政運営を行います。

○ 適正な定員管理

- ・ 新たな行政需要への対応、定年引上げ等による影響も踏まえながら、必要な人員の確保や適正な定員管理に努めます。

<成果目標>

- 業務執行体制の効率化等に取り組みながら、適正な定員管理に努め、持続可能な執行体制の構築を目指します。

取組項目3 アウトソーシングの推進

- 行政サービス水準の向上、行財政運営の効率化・高度化、超過勤務時間の縮減等を図るため、定型的業務の外部委託等を進めるほか、既に外部委託している業務の範囲拡大等を検討するなど、より一層アウトソーシングを推進します。
- アウトソーシングの導入に当たっては、業務の進捗に支障が生じないよう、外部委託業務の執行状況や成果の確認を適時・適切に行います。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- アウトソーシング推進基本方針に基づき、県が直接実施すべき業務以外の業務を対象に、行政サービス水準の向上、行財政運営の効率化・高度化等の視点から、定型的・機械的な業務などのアウトソーシングになじむ業務について、アウトソーシングの導入の拡大を進めます。
- 県庁全体の超過勤務時間の縮減及び付加価値の高い業務等への職員又は業務時間の再配置（再配分）を行うため、既に外部委託している業務の範囲拡大等も含め、導入効果が認められる業務について、アウトソーシングを推進します。
- アウトソーシングの導入に当たっては、業務執行状況の把握、情報の共有等により、行政サービスの水準や相互のノウハウの維持・向上に努めるとともに、適宜、導入効果の検証を行います。

<成果目標>

- アウトソーシングの導入により、行政サービス水準の向上、行財政運営の効率化・高度化、超過勤務時間の縮減等を目指します。

《指標》（Ⅲ－Ⅲ 簡素で効率的な組織づくり）

指標名	現況値	目標値
知事部局の職員数	5,440 人 (R7 年度)	5,533 人の 維持を基本 (毎年度)
アウトソーシングの推進に向けた取組により削減される業務時間	約 49,000 時間 (R7 年度)	約 73,500 時間 (R12 年度)

iv 財政健全性の確保

- 中期的な見通しに立った健全な財政運営に取り組むとともに、歳入の確保と歳出の見直しにより、財政の健全性を確保します。

取組項目 1 中期的な見通しに立った健全な財政運営

- 物価高騰、労務単価や人件費の上昇等による経費の増加、近年頻発する自然災害に備えた防災力の強化など、今後も多額の財政需要が見込まれることから、中期的な見通しに立った健全な財政運営に取り組みます。

【主な関係課室 財政課】

＜取組内容＞

- 中期財政見通しに基づいた予算編成
 - ・ 「中期財政見通し」の下で、歳入の確保と歳出の見直しに努めながら、毎年度の予算編成を行います。
- 多額の財政需要への対応
 - ・ 多額の財政需要に適時・適切に対応するためには、安定的な財政基盤の確保が重要であることから、国からの財源はもとより、地方の一般財源総額が確実に確保されるよう、国へ求めます。
- 県債の適切な活用と管理
 - ・ 予算編成において県債を活用する際は、元利償還に地方交付税措置がある有利な県債を活用するなど、将来の負担に十分配慮するとともに、残高の適切な管理に努めます。

<成果目標>

- 中期的な見通しに立った、健全で持続可能な財政運営に取り組みます。

取組項目 2 歳入の確保

- 厳しい財政状況を踏まえ、県有財産の活用や使用料・手数料の適時・適切な見直し、地域経済の活性化を通じた税源のかん養など、あらゆる手段により歳入確保を図ります。

【主な関係課室 税務課、財産管理課、財政課】

<取組内容>

- 県税収入の確保
 - ・ 県税の徴収力を強化し、収入未済額の一層の縮減を図るため、未済額の多くを占める個人県民税について、直接徴収制度の積極的な活用などにより市町村を支援するとともに、キャッシュレス納税の推進により収納機会の拡大に努めます。
- 県有財産の有効活用
 - ・ 様々な媒体を活用した広告（公用車、ネーミングライツ等）、未利用財産の貸付等により歳入確保に努めます。
- 使用料等の在り方の見直し
 - ・ 適正な受益者負担の観点から、使用料・手数料について、毎年度見直しを行います。
 - ・ また、県有財産の使用料・貸付料についても、必要に応じて、実績や他県の状況等を踏まえた算定方法の見直しを行うとともに、減免措置の対象や減免率が適正となるよう検討を行います。

<成果目標>

- 県税収入の確保や県有財産の有効活用など、あらゆる手段による歳入の確保により、持続可能な財政基盤の確保に努めます。

取組項目 3 歳出の見直し

- 財政需要に対して有効な事業を構築し、適時・適切に予算を編成するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、業務執行方法の改善などによる内部管理経費の節減や、必要性、優先度及び費用対効果の観点による徹底した歳出の見直しを行います。

【主な関係課室 財政課】

<取組内容>

○ 施策の有効性を踏まえた事業構築

- ・ 予算編成に当たっては、根拠に基づく政策立案（EBPM）（※）の考え方を踏まえ、施策の有効性を十分に検証し、事業構築を行います。

※ EBPM…Evidence Based Policy Making の略

○ 事務事業の不断の見直し

- ・ 業務執行方法の改善などにより内部管理経費を節減するとともに、既存事業の費用対効果、必要性及び優先度を十分に検証し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するなど、事務事業の見直しを行います。

○ 地方公会計制度を活用した施設の適切な維持管理

- ・ 公共施設の老朽化への対応として、固定資産台帳と連携した効率的・効果的な公共施設マネジメントを強化するなど、地方公会計制度の視点も活用しながら、財政負担の軽減・平準化を図ります。

<成果目標>

- 徹底した歳出の見直しにより、持続可能な財政基盤の確保に努めます。

≪指標≫（Ⅲ－ⅳ 財政健全性の確保）

指標名	現況値	目標値
将来負担比率（※1）	114.1 （類似県（※2）の 平均値：165.7） （R5 年度）	類似県の 平均値を下回る （毎年度）
県税徴収率	98.61% （R6 年度）	98.66% （R12 年度）
県有財産の活用による広告事業及び貸付事業等の収入	185,896 千円 （R7 年度）	304,875 千円 （R12 年度）
事務事業の見直しによる歳出削減額	10 億円 （R6 年度）	10 億円以上 （毎年度）

※1 地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえる。

※2 総務省が毎年度、道府県を財政力指数の高低により5つに分類するグループのうち、本県が属するグループの全団体（20 団体 ※令和 5 年度財政状況資料集より）。

取組項目1 地方分権改革の推進

- 地域の実情に応じた多様な自治の実現に向けて、地方分権改革に関する提案募集方式の積極的な活用等により、国から地方への権限移譲や規制緩和等を求めるとともに、市町村の自主的な選択によるオーダーメイド権限移譲の実施などに取り組めます。

【主な関係課室 行政経営課】

＜取組内容＞

- 国から地方への分権の推進
 - ・ 地域の実情に応じた多様な自治の実現に必要な権限の移譲や支障となる規制の緩和など、国から地方への分権を進めるため、地方分権改革に関する提案募集方式等の積極的な制度活用に努めるとともに、全国知事会等を通じて国への政策提案や要望を実施するなどの働きかけを行います。
- 県から市町村への権限移譲の推進
 - ・ 住民に身近な市町村において実施することが効果的・効率的な事務の権限移譲を進めるため、市町村の自主的な選択によるオーダーメイド権限移譲等に取り組むとともに、市町村では、職員確保が困難となってきた実態もあることから、引き続き、市町村の意向に沿った権限移譲を推進します。

＜成果目標＞

- 地方分権改革に関する提案募集方式等を積極的に活用し、国から地方への権限移譲や規制の緩和など、地域の実情を踏まえた地方分権を進めます。
- 住民に身近な市町村が実情に応じた行政サービスを提供できるよう、市町村の自主性に沿った権限移譲を進めます。

取組項目2 ファシリティマネジメントの推進

- 「県有財産最適活用計画（ファシリティマネジメントプラン）」に基づき、財産活用、財産管理及び財産保有の面から、県有財産の最適な活用を推進します。

【主な関係課室 財産管理課】

<取組内容>

- 県有財産の有効活用
 - ・ 様々な媒体を活用した広告（公用車、ネーミングライツ等）、未利用財産の貸付等により歳入確保に努めます。
- 公共施設等の計画的な長寿命化や維持管理コストの縮減・平準化
 - ・ 将来にわたり利用する財産は、機能の維持及び性能を確保するための計画的なメンテナンスを実施し、長期利用・長寿命化を図ります。
- 未利用財産の計画的かつ積極的な処分
 - ・ 将来にわたり利用の見込みのない財産は、売却等による計画的かつ積極的な処分を検討します。

<成果目標>

- 財産活用、財産管理及び財産保有の面から取組を進め、県有財産の最適な活用を図ります。

取組項目3 県立社会福祉施設の在り方見直し

- 「県立社会福祉施設のあり方見直しについて（対応方針）」に基づき、各施設における指定管理者制度の導入等の取組を進めます。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 大笹生学園について、入所児童に対するより質の高いサービスの提供に向け、指定管理者制度への移行も含め、運営のあり方を慎重に検討していきます。
- 若松乳児院に代えて、令和7年4月に設置した県立乳児院において、より質の高いサービスの提供に向け、指定管理者制度により、適切に運営していきます。
また、指定管理者制度の導入から10年以内に民間委譲を目指します。

<成果目標>

- 県立社会福祉施設への指定管理者制度の導入等により、効率的な施設運営を図るとともに、より質の高いサービスの提供を目指します。

取組項目 4 地方公営企業における健全な財政運営

- 企業局事業については、「福島県企業局経営戦略（工業用水道事業）」に基づき、施設の適切な維持管理等により工業用水の安定供給の確保を図るとともに、新たな需要開拓や効率的な事業運営を推進し、経営基盤の安定に努めます。
- 「県立病院事業経営強化プラン」に基づき、地域住民の健康をしっかりと守ることのできる質の高い医療の持続的な提供と、病院経営の効率化に向けた取組を進めます。

【主な関係課室 行政経営課、病院局、企業局】

<取組内容>

- 企業局事業の見直し
 - ・ 経営基盤の安定を図るため、「福島県企業局経営戦略（工業用水道事業）」に基づき、施設の適切な維持管理や計画的な更新により安定供給の確保に努めるとともに、新たな需要の開拓や経費の節減などにより、効率的な事業運営を進め、経営の健全性確保に努めます。
- 県立病院経営強化の推進
 - ・ 病院経営の効率化を図るため、「県立病院事業経営強化プラン」に基づき、医療機能の充実等による収益の確保や適正な人員配置等による費用の削減に向けた取組を徹底するとともに、政策医療経費の一般会計からの繰入れや補助金等による運営経費の確保に努めます。

<成果目標>

- 工業用水の安定供給の確保と経営基盤の安定に努め、健全な財政運営を目指します。
- 病院経営の効率化と運営経費の確保に努め、健全な財政運営を目指します。

取組項目 5 公社等外郭団体及び第三セクターの見直し

- 公社等外郭団体（以下「公社等」という。）及び第三セクターについては、「公社等外郭団体への関与等に関する指針」などに基づき、県の関与を必要最小限にとどめるなど、団体の自主的、自立的な経営を促進します。

【主な関係課室 行政経営課】

<取組内容>

- 公社等の見直し
 - ・ 公社等の見直しについては、県出資団体のうち、県の関与の度合いが高い団体を対象に策定している「公社等外郭団体見直し実行計画」（令和7年度現在 18

団体が対象)の進行管理を行うとともに、公社等の設立目的などを踏まえ、必要に応じ、実行計画の見直しや公社等の在り方等について検討を行います。

○ 第三セクターの見直し

- ・ 第三セクターの見直しについては、県の関与の度合いが高い団体を対象に策定している「第三セクター見直しに関する実行計画」(令和7年度現在8団体が対象)に基づく各団体の取組を推進します。

<成果目標>

- 「公社等外郭団体見直し実行計画」及び「第三セクター見直しに関する実行計画」の取組状況に係る点検評価を行い、対象団体の自主的、自立的な経営を促進します。

取組項目6 総合計画の着実な実行に向けたPDCAマネジメントサイクルの実施

- 総合計画を着実に推進し、進行管理を行っていくためには、PDCAマネジメントサイクルの確実な実行による事業効果の適切な評価を行い、具体的な成果の創出と成果の見える化を進める必要があります。
- 職員一人一人が日頃の業務を行う中で、部局を横断した成果創出に結びつけられるような行動変容や意識改革を進めながら、根拠に基づく政策立案(EBPM)の考え方を重視するとともに、総合計画に掲げる指標の達成状況の分析や、本県が保有する統計情報など様々なデータを積極的に活用しながら、実効性の高い事業の企画立案につなげます。

【主な関係課室 復興・総合計画課】

<取組内容>

- 企画推進室を核とした進行管理
 - ・ 部局横断的な総合調整機能を担う企画推進室を核として、重点事業や総合計画の指標等について、各部局との情報共有と具体的な課題解決に向けた連携を深め、総合計画の目指す将来の姿の実現に向け取組を進めます。
- 根拠に基づく政策立案(EBPM)の考え方の浸透
 - ・ データの利活用も含めたEBPMに関する職員向け研修を実施するとともに、「総合計画推進に向けた職員の手引き」や事業構築段階におけるロジックツリー・ロジックモデルの活用など、EBPMの考え方の浸透と実践を進めます。

<成果目標>

- 総合計画の目指す将来の姿の実現のための、実効性の高い事業の企画立案ができる体制の構築を図ります。

取組項目 7 内部統制制度の適正な運用

- 県民に信頼される行政運営の確立に向け、財務事務における不適切な事務処理等を未然に防止するため、組織的なチェック体制の確立、業務の効率的かつ効果的な遂行及び業務に関わる法令等の遵守など、内部統制制度の適正な運用に取り組みます。

【主な関係課室 行政経営課、審査課】

<取組内容>

- 組織的なチェック体制の確立
 - ・ 管理職員による組織的なチェック体制の構築や業務の進捗管理の徹底等を図り、不適切な事務処理等の未然防止に取り組みます。
- 業務の効率的かつ効果的な遂行
 - ・ 業務目的の達成に向け、リスクの分析や業務プロセスの明確化、研修の充実を図り、効率的かつ効果的な業務執行に取り組みます。
- 業務に関わる法令等の遵守
 - ・ 業務に関わる根拠規定を定期的に点検し、職員への法令遵守の意識の徹底を図り、関係法令その他の規範の遵守に取り組みます。

<成果目標>

- 内部統制制度の取組・浸透を通して、職員の意識向上を図り、組織的なチェック体制を確立することにより、県民に信頼される行政運営の確立を目指します。

取組項目 8 情報公開の推進と行政文書の適正管理の徹底

- 県民の県政に対する理解と信頼を深め、開かれた県政を一層推進するため、情報公開条例に基づく情報公開制度の適正な運用を行います。
- 福島県文書等管理規則に基づき、行政文書の適正な管理、保存及び利用等を推進します。

【主な関係課室 文書法務課】

<取組内容>

- 情報公開制度の適正な運用
 - ・ 福島県情報公開条例に基づき、県が保有する公文書について請求に応じて適正に開示等を行うとともに、県政情報センター及び県政情報コーナーにおける行政資料等の情報提供の推進を図ります。

○ 行政文書の適正管理

- ・ 文書だよりの発行や研修会を開催し、文書の具体的な作成や管理に係る職員一人一人の理解の促進を図るとともに、文書等管理システムを活用した文書管理の適正管理に努めます。

<成果目標>

- 行政文書の適正管理に努め、情報公開制度の適正な運用を行うことにより、開かれた県政の一層の推進を目指します。

《指標》（Ⅲ－ⅴ その他）

指標名	現況値	目標値
市町村への移譲権限数	1,776 件 (R7 年度)	1,927 件 (R12 年度)